

○堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程

平成21年3月16日

上下水道局管理規程第1号

改正 平成21年11月10日上下水管規程第15号

平成24年2月27日上下水管規程第2号

平成25年3月29日上下水管規程第4号

平成25年12月27日上下水管規程第19号

平成26年3月31日上下水管規程第12号

平成27年2月23日上下水管規程第1号

平成28年3月30日上下水管規程第4号

平成29年3月30日上下水管規程第10号

平成30年2月23日上下水管規程第1号

平成31年3月29日上下水管規程第10号

令和元年6月28日上下水管規程第20号

令和2年10月30日上下水管規程第21号

令和2年12月25日上下水管規程第23号

堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程（昭和63年水道局管理規程第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、本市の水道事業及び下水道事業の用に供する行政財産の目的外使用について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条第3項の規定に基づき上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める使用料その他必要な事項について定める。

（使用許可の基準）

第2条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行政財産の目的外使用の許可（以下「使用許可」という。）をすることができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他の公共団体、公共的団体若しくは公益的団体が公用、公共用若しくは公益事業の用に供するために使用するとき、又は私人において公共若しくは公益の用に供するために使用するとき。
- (2) 運輸、電気又はガスの事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- (3) 行政財産の一部に食堂、売店等の福利厚生施設又は当該行政財産を利用する者等の利便の向上を図るための施設、設備等を設けるとき。

- (4) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。
- (5) 使用する期間が一時的であって、かつ、上下水道局の事務事業及び財産管理に支障を生ずるおそれのないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、管理者が特に必要があると認めるとき。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対して使用許可をしてはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この条において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

（平25上下水管規程19・一改）

（使用許可の期間）

第3条 使用許可の期間（以下「使用期間」という。）は、1年を超えることができない。ただし、電柱の設置、ガス管等の埋設その他使用期間を1年以内とすることが著しく実情に合わないとき、管理者が認めるときは、これを5年以内とすることができる。

2 前項の使用期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから同項に規定する期間を超えることができない。

（平27上下水管規程1・一改）

（使用許可の申請）

第4条 使用許可を受けようとする者は、行政財産目的外使用許可申請書（様式第1号）により管理者に申請しなければならない。

（許可書の交付等）

第5条 管理者は、前条の規定による申請があった場合において、使用許可の決定をしたときは、申請者に行政財産目的外使用許可書（様式第2号）を交付するものとし、使用を許可しない決定をしたときは、速やかに行政財産目的外使用不許可決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（行政財産目的外使用許可台帳の整理）

第6条 管理者は、前条の規定により使用許可の決定をしたときは、行政財産目的外使用許可台帳（様式第4号）に必要な事項を記載し、整理するものとする。

（使用料の納入）

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用を開始する日前までに、当該使用期間に係る使用料の全額（使用期間が1年を超える場合にあつては、当該年度の

使用料の額)を納入しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者が別に指定する期日までに納入し、又は管理者が定める額を分割して納入することができる。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に使用許可する場合であって、管理者が適当であると認めるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が特別の理由があると認めるとき。

(使用料の算定)

第8条 使用料の額は、別表に定めるもののほか、次に掲げる算定方法を基準として使用期間に応じて管理者が定める。

(1) 土地 単位面積当たりの時価×使用面積(特別高圧架空送電線下敷として土地を使用許可する場合にあっては、最外線の両外側3メートルの区域の面積に6分の1を乗じて得た面積)×100分の5

(2) 建物 単位面積当たりの時価×使用面積×100分の5+当該建物の使用部分に係る土地使用料相当額

2 前項第1号及び第2号の規定により算定した使用料の額は、年額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、太陽光発電設備を設置する者を公募により選定する場合における当該太陽光発電設備の設置に係る使用料の額は、別表に定める額を下回らない額において公募により決定した額とする。

4 年額で定める使用料について使用期間が1年未満である場合における使用料の額は、第1項の規定により算定した使用料の額に使用日数(使用期間が1日に満たない場合は、当該期間を1日として計算するものとする。)を乗じて得た額を365で除して得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

5 月額で定める使用料について使用期間が次の各号のいずれかに該当するときは、これを1月として使用料を算定する。

(1) 1月未満であるとき。

(2) 1月未満の端数があるとき。

6 管理者は、前条ただし書の規定により使用料を分割して納入させる場合は、当該使用料を12で除して得た額を月額とすることができる。この場合において、その納入期限ごとの分割金額に1円未満の端数があるときは、当該端数は、すべて最初の納入期限に係る分割金額に合算するものとする。

7 消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前各項の規定により算定した使用料の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算するものとする。

8 使用料の算定の基礎となる使用面積又は長さに小数点第3位以下の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。ただし、使用面積が1平方メートル未満の場合にあつては1平方メートルに、長さが1メートル未満の場合にあつては1メートルに切り上げるものとする。

9 使用料の算定の基礎となる使用面積は、水平投影面積により計算するものとする。ただし、電柱、埋設管等水平投影面積により難いものについては、この限りでない。

10 地下埋設物のうち円形でないものの外径は、その埋設物の断面の外接円をもって、その外径とする。

(平21上下水管規程15・平25上下水管規程19・平27上下水管規程1・一改)

(使用料の減免)

第9条 管理者は、行政財産の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体、公共的団体又は公益的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 私人において公共用又は公益事業の用に供するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特にその必要があると認めるとき。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、行政財産目的外使用料減免申請書(様式第5号)により管理者に申請しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、使用料の減額又は免除を決定するとともに、その旨を行政財産目的外使用料減免決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 管理者が当該使用に係る行政財産(以下「使用財産」という。)を公用又は公共用に供するため、使用許可を取り消し、又は変更したとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由により、使用財産の使用を開始し、又は継続することができないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、やむを得ない事情があるとして管理者が特に必要があると認めるとき。

(令元上下水管規程20・一改)

(督促及び延滞金等)

第11条 使用料を納入期限までに完納しない者があるときは、管理者は、速やかに納入すべき期日を指定して督促するものとする。

2 前項の規定による督促をしたときは、納入期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、当該使用料の額に年14.6パーセントの割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を延滞金として徴収するものとする。ただし、計算した結果、当該額が1,000円未満であるときは、この限りでない。

3 前項に規定する年当たりの割合は、^{うるう}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 管理者は、災害、盗難その他特別の事情があると認めるときは、第2項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

（平25上下水管規程19・一改）

（申請内容の変更等）

第12条 使用者は、住所又は氏名の変更等の事情が生じたときは、行政財産目的外使用許可変更届出書（様式第7号）により速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。ただし、管理者においてこれに準ずると認める書面により届け出る場合は、この限りでない。

2 使用者は、当該使用財産の数量、面積等を変更しようとするときは、行政財産目的外使用許可変更申請書（様式第8号）により管理者に申請しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、変更の許可又は不許可を決定するとともに、その旨を行政財産目的外使用変更許可（不許可）決定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

4 使用者は、前項の規定による変更の許可を受けた場合において、使用財産に係る数量、面積等の増加により新たに使用料が発生するときは、当該使用料を管理者の指定する期日までに納入しなければならない。

5 使用者が使用期間中に使用を廃止しようとするときは、行政財産目的外使用廃止届出書（様式第10号）により速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

（平30上下水管規程1・一改）

（使用許可の取消し）

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用許可を取り消すことができる。この場合において、行政財産目的外使用許可取消通知書（様式第11号）によりその旨を使用者に通知するものとする。

(1) 当該使用財産を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(2) 使用者が許可の条件に違反する行為をしたと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が取り消す必要があると認めるとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消した場合において、管理者は、当該取消しにより使用者に生じた損失につき、その責めを負わない。

(原状回復義務)

第14条 使用者は、当該使用期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、速やかに自己の負担において使用財産を原状に回復して管理者に返還しなければならない。ただし、管理者において特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この規程の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

(平25上下水管規程4・平29上下水管規程10・平31上下水管規程10・一改)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程は、平成21年4月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお、従前の例による。

(延滞金の割合の特例)

3 第11条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

(平25上下水管規程19・追加、令2上下水管規程23・一改)

附 則(平成21年11月10日上下水管規程第15号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、改正前の堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則（平成 24 年 2 月 27 日上下水管規程第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際、改正前の堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、新規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日上下水管規程第 4 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日上下水管規程第 19 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規程による改正後の附則第 3 項の規定は、この規程の施行の日以後の期間における延滞金から適用し、同日前の期間における延滞金については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 この規程の施行の際、改正前の堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日上下水管規程第 12 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 23 日上下水管規程第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程第 8 条及び別表の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際、改正前の堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則（平成28年3月30日上下水管規程第4号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日上下水管規程第10号）抄
（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月23日上下水管規程第1号）
（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規程による改正後の別表の規定は、平成30年4月1日以後の使用期間に係る使用料について適用し、同日前の使用期間に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日前に使用が始まり、同日以後も引き続き使用している物件で、使用期間が1年以内のものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日上下水管規程第10号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日上下水管規程第20号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第10条第2号及び様式第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月30日上下水管規程第21号）
（施行期日）

1 この規程は、令和2年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の各規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規程による改正後の各規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則（令和2年12月25日上下水管規程第23号）
（施行期日）

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規程による改正後の堺市上下水道局公有財産規程附則第2項及び堺市上下水道局行政財産の目的外使用に関する規程附則第3項の規定は、この規程の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。